

水道用水放射能調査結果

試料 番号	採取日時		北那須水道事務所		鬼怒水道事務所	
			浄水場出口付近		浄水場出口付近	
			放射性ヨウ素 ヨウ素131	放射性セシウム セシウム137	放射性ヨウ素 ヨウ素131	放射性セシウム セシウム137
			(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)
暫定基準値*1			300	200	300	200
乳児基準値*2			100	/	100	/
No. 1	3月20日	12:00	検出限界以下 (13以下)	検出限界以下 (13以下)	/	/
No. 2	3月24日	9:00	検出限界以下 (33以下)	検出限界以下 (26以下)	/	/
No. 3	3月25日	9:00	検出限界以下 (34以下)	検出限界以下 (26以下)	検出限界以下 (35以下)	検出限界以下 (32以下)
No. 4	3月26日	9:30	検出限界以下 (33以下)	検出限界以下 (28以下)	検出限界以下 (37以下)	検出限界以下 (28以下)
No. 5	3月27日	9:30	検出限界以下 (30以下)	検出限界以下 (29以下)	検出限界以下 (31以下)	検出限界以下 (24以下)
No. 6	3月28日	9:30	検出限界以下 (33以下)	検出限界以下 (29以下)	検出限界以下 (33以下)	検出限界以下 (30以下)
No. 7	3月29日	9:30	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (22以下)	検出限界以下 (21以下)	検出限界以下 (23以下)
No. 8	3月30日	9:30	検出限界以下 (18以下)	検出限界以下 (24以下)	検出限界以下 (31以下)	検出限界以下 (23以下)
No. 9	3月31日	9:30	検出限界以下 (19以下)	検出限界以下 (22以下)	検出限界以下 (29以下)	検出限界以下 (23以下)
No. 10	4月 1日	9:30	検出限界以下 (20以下)	検出限界以下 (26以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (26以下)
No. 11	4月 2日	9:30	検出限界以下 (19以下)	検出限界以下 (22以下)	検出限界以下 (29以下)	検出限界以下 (29以下)
No. 12	4月 3日	9:30	検出限界以下 (20以下)	検出限界以下 (30以下)	検出限界以下 (19以下)	検出限界以下 (24以下)
No. 13	4月 4日	9:30	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (22以下)	検出限界以下 (20以下)	検出限界以下 (26以下)
No. 14	4月 5日	9:30	検出限界以下 (28以下)	検出限界以下 (27以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (27以下)

*1 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく飲料水の規準

*2 食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な規制値

放射性ヨウ素が 100Bq/kg を超える場合には、乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるようにしてください。

水道用水放射能調査結果

試料番号	採取日時		北那須水道事務所		鬼怒水道事務所	
			浄水場出口付近		浄水場出口付近	
			放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137	放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137
			(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)
暫定基準値*1			300	200	300	200
乳児基準値*2			100	/	100	/
No. 15	4月 6日	9:30	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 16	4月 7日	9:30	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 17	4月 8日	9:30	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 18	4月 9日	9:30	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 19	4月10日	9:30	検出限界以下 (11以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 20	4月11日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (18以下)	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 21	4月12日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 22	4月13日	9:30	検出限界以下 (11以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 23	4月14日	9:30	検出限界以下 (11以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 24	4月15日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 25	4月16日	9:30	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 26	4月17日	9:30	検出限界以下 (11以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 27	4月18日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (18以下)
No. 28	4月19日	9:30	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (20以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (21以下)
No. 29	4月20日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (19以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 30	4月21日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 31	4月22日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 32	4月23日	9:30	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (17以下)

*1 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく飲料水の規準

*2 食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な規制値
放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合には、乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるようにしてください。

水道用水放射能調査結果

試料番号	採取日時		北那須水道事務所		鬼怒水道事務所	
			浄水場出口付近		浄水場出口付近	
			放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137	放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137
			(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)
暫定基準値*1			300	200	300	200
乳児基準値*2			100	/	100	/
No. 33	4月24日	9:30	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 34	4月25日	9:30	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (14以下)
No. 35	4月26日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (19以下)
No. 36	4月27日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (18以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 37	4月28日	9:30	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 38	4月29日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (21以下)	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (21以下)
No. 39	4月30日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (20以下)	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (20以下)
No. 40	5月1日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (18以下)
No. 41	5月2日	9:30	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (19以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (19以下)
No. 42	5月3日	9:30	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (19以下)	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (21以下)
No. 43	5月4日	9:30	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (21以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (19以下)
No. 44	5月5日	9:30	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (23以下)	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (21以下)
No. 45	5月6日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (19以下)	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (24以下)
No. 46	5月7日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (23以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (19以下)
No. 47	5月8日	9:30	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (19以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (19以下)
No. 48	5月9日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (19以下)	検出限界以下 (10以下)	検出限界以下 (19以下)

*1 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく飲料水の規準

*2 食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な規制値
放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合には、乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるようにしてください。

水道用水放射能調査結果

試料番号	採取日時		北那須水道事務所		鬼怒水道事務所	
			浄水場出口付近		浄水場出口付近	
			放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137	放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137
			(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)
暫定基準値*1			300	200	300	200
乳児基準値*2			100	/	100	/
No. 49	5月11日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (22以下)	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (20以下)
No. 50	5月13日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (19以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (18以下)
No. 51	5月16日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 52	5月18日	9:30	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (13以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (18以下)
No. 53	5月20日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 54	5月23日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (18以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)
No. 55	5月25日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 56	5月27日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 57	5月30日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 58	6月1日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 59	6月3日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 60	6月6日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 61	6月8日	9:30	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 62	6月10日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (14以下)
No. 63	6月13日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 64	6月15日	9:30	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 65	6月17日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 66	6月20日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (18以下)
No. 67	6月22日	9:30	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (15以下)

*1 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく飲料水の規準

*2 食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な規制値
放射性ヨウ素が 100Bq/kg を超える場合には、乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるようにしてください。

水道用水放射能調査結果

試料 番号	採取日時		北那須水道事務所		鬼怒水道事務所	
			浄水場出口付近		浄水場出口付近	
			放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137	放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137
			(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)
暫定基準値*1			300	200	300	200
乳児基準値*2			100	/	100	/
No. 68	6月24日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (13以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 69	6月27日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 70	6月29日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (18以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 71	7月1日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (18以下)
No. 72	7月4日	9:30	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 73	7月6日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 74	7月8日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 75	7月11日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 76	7月13日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (18以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 77	7月15日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (19以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 78	7月18日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 79	7月20日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (20以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (18以下)
No. 80	7月22日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 81	7月25日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (18以下)
No. 82	7月27日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 83	7月29日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 84	8月1日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (13以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 85	8月3日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (14以下)
No. 86	8月5日	9:30	検出限界以下 (4以下)	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (14以下)

*1 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく飲料水の規準

*2 食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な規制値
放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合には、乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるようにしてください。

水道用水放射能調査結果

試料番号	採取日時		北那須水道事務所		鬼怒水道事務所	
			浄水場出口付近		浄水場出口付近	
			放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137	放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137
			(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)
暫定基準値*1			300	200	300	200
乳児基準値*2			100	/	100	/
No. 87	8月8日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (14以下)
No. 88	8月10日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 89	8月12日	9:30	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 90	8月15日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 91	8月17日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (18以下)
No. 92	8月19日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 93	8月22日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 94	8月24日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 95	8月26日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 96	8月29日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 97	8月31日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 98	9月2日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (11以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 99	9月5日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 100	9月7日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (13以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 101	9月9日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (13以下)	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (14以下)
No. 102	9月12日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 103	9月14日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 104	9月16日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 105	9月19日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)

*1 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく飲料水の規準

*2 食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な規制値
放射性ヨウ素が 100Bq/kg を超える場合には、乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるようにしてください。

水道用水放射能調査結果

試料番号	採取日時		北那須水道事務所		鬼怒水道事務所	
			浄水場出口付近		浄水場出口付近	
			放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137	放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137
			(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)
暫定基準値*1			300	200	300	200
乳児基準値*2			100	/	100	/
No. 106	9月21日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 107	9月23日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 108	9月26日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (13以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 109	9月28日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (13以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 110	9月30日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 111	10月3日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 112	10月5日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (14以下)
No. 113	10月7日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 114	10月10日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 115	10月12日	9:30	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 116	10月14日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 117	10月17日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (13以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 118	10月19日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 119	10月21日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 120	10月24日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 121	10月26日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (13以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 122	10月28日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 123	10月31日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (17以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 124	11月2日	9:30	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (18以下)

* 1 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく飲料水の規準

* 2 食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な規制値
放射性ヨウ素が 100Bq/kg を超える場合には、乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるようにしてください。

水道用水放射能調査結果

試料番号	採取日時		北那須水道事務所		鬼怒水道事務所	
			浄水場出口付近		浄水場出口付近	
			放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137	放射性ヨウ素 ヨウ素 131	放射性セシウム セシウム 134・137
			(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)
暫定基準値*1			300	200	300	200
乳児基準値*2			100		100	
No. 125	11月4日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (14以下)
No. 126	11月7日	9:30	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 127	11月9日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 128	11月11日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (12以下)
No. 129	11月14日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 130	11月16日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 131	11月18日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (18以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (14以下)
No. 132	11月21日	9:30	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 133	11月23日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 134	11月25日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (18以下)	検出限界以下 (8以下)	検出限界以下 (12以下)
No. 135	11月28日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)
No. 136	11月30日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (18以下)
No. 137	12月2日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (18以下)	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (13以下)
No. 138	12月5日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 139	12月7日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 140	12月9日	9:30	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (12以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)
No. 141	12月12日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (14以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 142	12月14日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 143	12月16日	9:30	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (16以下)
No. 144	12月19日	9:30	検出限界以下 (5以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (12以下)
No. 145	12月21日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (18以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)
No. 146	12月23日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (17以下)
No. 147	12月26日	9:30	検出限界以下 (6以下)	検出限界以下 (15以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (12以下)
No. 148	12月28日	9:30	検出限界以下 (3以下)	検出限界以下 (7以下)	検出限界以下 (4以下)	検出限界以下 (9以下)
No. 149	12月30日	9:30	検出限界以下 (3以下)	検出限界以下 (9以下)	検出限界以下 (4以下)	検出限界以下 (8以下)

* 1 「原子力施設等への放射能汚染防止策について(原子力安全委員会)」飲食物の摂取制限に関する指針に基づき、乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える場合、乳児による水道水の摂取を控えるようにしてください。

* 2 食品衛生法に基づき、乳児の飲用に際しては、放射性ヨウ素131の濃度が100Bq/kgを超えないようにしてください。

水道用水放射能調査結果

(単位：Bq/kg)

試料番号	採取日時	北那須水道事務所			鬼怒水道事務所		
		放射性ヨウ素 ヨウ素131	放射性セシウム セシウム134	放射性セシウム セシウム137	放射性ヨウ素 ヨウ素131	放射性セシウム セシウム134	放射性セシウム セシウム137
暫定基準値*1		300	200		300	200	
乳児基準値*2		100			100		
No. 150	1月 2日 9時30分	検出されず 0.7未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.5未満	検出されず 0.8未満
No. 151	1月 9日 9時30分	検出されず 0.7未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.6未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.9未満
No. 152	1月16日 9時30分	検出されず 0.6未満	検出されず 0.6未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.6未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.7未満
No. 153	1月23日 9時30分	検出されず 0.8未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.7未満
No. 154	1月30日 9時30分	検出されず 0.6未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.5未満	検出されず 0.7未満
No. 155	2月 6日 9時30分	検出されず 0.6未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.8未満
No. 156	2月13日 9時30分	検出されず 0.6未満	検出されず 0.6未満	検出されず 0.9未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.8未満
No. 157	2月20日 9時30分	検出されず 0.7未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.7未満
No. 158	2月27日 9時30分	検出されず 0.7未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.6未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.6未満
No. 159	3月 5日 9時30分	検出されず 0.5未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.8未満
No. 160	3月12日 9時30分	検出されず 0.7未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.6未満	検出されず 0.6未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.8未満
No. 161	3月19日 9時30分	検出されず 0.5未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.7未満	——	——	——
No. 162	3月22日 9時30分	——	——	——	検出されず 0.6未満	検出されず 0.7未満	検出されず 0.7未満
No. 163	3月26日 9時30分	検出されず 0.6未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.7未満	——	——	——
No. 164	3月29日 9時30分	——	——	——	検出されず 0.9未満	検出されず 0.8未満	検出されず 0.7未満

*1 「原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）」飲食物の摂取制限に関する指標に基づく飲料水の規準

*2 食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な規制値
 放射性ヨウ素が 100Bq/kgを超える場合には、乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるようにしてください。
 「検出されず」の下段の数値は、検出下限値を表しています。
 3月19日より県の水道原水の放射能測定にあわせて実施するため、北那須水道事務所と鬼怒水道事務所の検査日が異なります。